

「家庭のゼロエミッション行動推進事業」運営事務局の業務について

第1 趣旨

この補助金は、「家庭のゼロエミッション行動推進事業」（以下「本事業」という。）を行う者に対して、東京都（以下「都」という。）が、その費用を補助することにより、東京都内（以下「都内」という。）の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が大きい家電等について、省エネ性能の高い機器の選択を促すことにより、家庭部門のCO2削減に資することを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 設置済みの冷蔵庫、エアコン又は給湯器を、省エネルギー性能の高い冷蔵庫、エアコン又は給湯器に買い換えた都民に対し、東京ゼロエミポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、ポイント数に応じた金券類を交付するとともに省エネアドバイスを実施する。
- 2 買換えによるCO2削減効果相当分は、第32回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の「カーボンオフセット」に活用する。

第3 本事業における業務内容

- 1 省エネ性能の高い冷蔵庫、エアコン、給湯器（以下、「対象家電等」という。）の買換えを行った都民に対して、ポイントを発行する業務
- 2 ポイント発行のために必要なシステムの構築、審査体制の整備
- 3 ポイントに応じて交付する金券類の調達及び支払に関する業務
- 4 1から3に付帯する業務

第4 定義

- 1 運営事務局 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）により、「家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱」（平成31年3月7日付30環地地第479号）第4 1に定める方法で選定され、本事業の事務運営を行う事業者
- 2 都民 都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者
- 3 対象家電等 省エネルギー性能の高い冷蔵庫、エアコン又は給湯器
- 4 対象家電等購入者 住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン又は給湯器を別に定める期間内に対象家電等買い換え、都内の住宅に設置する都民
- 5 東京ゼロエミポイント 運営事務局に申請を行った対象家電等購入者に対して付与するポイント
- 6 LED割引券使用可能店舗 都内で個人の顧客に対してLED照明の小売販売を行っており、本事業の参加者として運営事務局が登録した事業者
- 7 LED割引券 LED割引券使用可能店舗において、LED照明の購入時に使用可能な割引券として、対象家電等購入者に対して交付するもの

8 LED照明 発光ダイオードを使用する照明器具又はランプ

第5 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 1 対象家電等購入者によるポイント付与申請の募集は、平成31年度及び平成32年度に行う。
- 2 ポイントの付与、LED割引券の交付及び使用、運営事務局への支払業務等、本事業に関連する事務については、平成31年度から平成33年度まで行う。

第6 ポイント付与

1 ポイント付与の概要

運営事務局は、2に定める期間において対象家電等購入者からのポイント申請を受け付け、審査の結果適正と認められた場合に当該家電等購入者にポイントを付与し、及びポイント数に応じた金券類を交付する。

2 ポイント付与対象期間

運営事務局は、対象家電等購入者から提出のあった領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日が平成31年（2019年）10月1日から平成33年（2021年）3月31日までのものについてポイントを付与する。

3 ポイント付与対象製品

ポイント付与の対象となる対象家電等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 冷蔵庫 新品であり、最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル5つ星であって、本事業の対象家電等として登録されたもの
- (2) エアコン 新品であり、最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル4つ星以上であって、本事業の対象家電等として登録されたもの
- (3) 給湯器 新品であり、次の各号に掲げる給湯器の種類に応じ、当該各号に定める要件を満たしており、本事業の対象家電等として登録されたもの
 - 一 電気ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上）であること。
 - 二 潜熱回収型ガス給湯器 給湯部熱効率が94%以上であること。
 - 三 潜熱回収型石油給湯器 連続給湯効率が94%以上であること。
 - 四 ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 次の全ての要件を満たすこと。
 - ア 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであること。
 - イ 貯湯タンクを持つものであること。
 - ウ 電気ヒートポンプの効率については、中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上であること。
 - エ ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。

4 ポイント数

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表左欄に掲げる対象家電の種類及び同表中欄に掲げる対象家電の冷房能力又は定格内容積に応じ同表右欄に掲げるポイント数とする。

なお、付与するポイントのうち、1,000ポイント分は、1,000円分のLED割引券として交付し、残りのポイント分は別に定める金券類として交付する。

対象家電等	対象家電の冷房能力又は定格内容積	付与するポイント数
エアコン	2.2kW以下	12,000ポイント
	2.4kW以上2.8kW以下	15,000ポイント
	3.6kW以上	19,000ポイント
冷蔵庫	250ℓ以下	11,000ポイント
	251ℓ以上500ℓ以下	13,000ポイント
	501ℓ以上	21,000ポイント
給湯器	—	10,000ポイント

第7 ポイントの申請方法、申請受付及び審査

1 申請期間

ポイント付与の申請は、対象家電等購入者が郵送又は電子申請により、平成31年(2019年)10月1日から平成33年(2021年)3月31日までに申請を行うものとする。

2 申請受付

運営事務局は、ポイント付与申請を先着順に受け付けるものとし、受け付けた申請に係るポイント数に応じて交付する金券類及びLED割引券の合計額が予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、受付を停止する。

運営事務局は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、ポイント数に応じて交付する金券類及びLED割引券の合計が基金を超えない範囲で申請を受け付ける。

3 審査

運営事務局は、第13のシステムを活用し、対象家電等購入者からの申請書類を審査の上、ポイントに応じた金券類及びLED割引券を交付すること。また、審査及び交付状況をデータベース化し、公社が必要と認めた事項を分析の上、適宜取りまとめて公社に情報提供すること。

第8 対象家電等の登録、公表等

対象家電等の登録、公表等を行う。

対象家電等の登録申請を受け付けるに当たっては、対象家電等製造事業者及び関係団体等へ十分な周知を行うこと。

また、対象家電等の公表は、都民にとって理解が容易で利便性が高いものにする。

第9 ポイントとなる金券類の選定

ポイントに応じて交付する金券類について、調達コストや汎用性（島しょ部における利用を含む。）を考慮し、公社と協議の上、選定すること。金券類の選定、管理にあたっては公正かつ透明性が確保された手続きによるものとする。

なお、金券類は複数種類を選定することができる。

第10 LED割引券の企画作成等

- 1 LED割引券の企画作成、印刷及び管理を行う。第9の金券類と同様に、適切に管理すること。

ナンバリング、ホログラムスレッド、コピーガード等必要な加工を施すなどの方法により、偽造防止等セキュリティ対策を講じること。

なお、セキュリティ対策は、LED割引券使用可能店舗が不正であることを容易に判別できる方法によること。また、真正なLED割引券の見本及び不正防止マニュアルを作成し、LED割引券使用可能店舗に交付すること。

- 2 1のLED割引券の企画・作成に当たっては、公社と協議の上行うものとし、公社の承諾を得てから確定するものとする。

第11 LED割引券使用可能店舗の登録

- 1 LED割引券使用可能店舗を登録するに当たっては、LED割引券使用可能店舗登録要項を作成し、当該要項に基づきLED割引券使用可能店舗の募集、登録を行う。各区市町村、最低1か所のLED割引券使用可能店舗を登録するよう努めること。なお、島しょ部で登録対象店舗がない場合には、公社と協議の上、別途措置を講じること。
- 2 LED割引券使用可能店舗への登録に関心がある事業者に対して、日を分けて2回以上8回以下の募集説明会を開催すること。
- 3 LED割引券使用可能店舗への登録を希望する事業者（東京省エネマイスター店及び家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業参加協力店を除く。）に対して、日を分けて2回以上8回以下の省エネ講習会を開催すること。なお、参加が難しい島しょ部などの事業者について、公社と協議の上、別途措置を講じること。

第12 LED割引券使用可能店舗に対する支払

LED割引券使用可能店舗から使用されたLED割引券相当額の支払請求を受けた場合には、運営事務局が別に定めるLED割引券に係る支払要領に基づき、審査、支払を行う。支払に関する情報はデータベース化し、必要に応じて公社に情報提供すること。

運営事務局は、利用期限までにLED割引券が使用されるよう、十分な周知、注意喚起を行うこと。

第13 ポイント等に係るシステムの構築

- 1 運営事務局は、ポイント付与申請、審査、金券類への交換、LED割引券の支払請求等に係るシステムの設計、構築及び運営を行う。
- 2 1のシステムの設計に当たっては、添付書類等を活用したシステムとすること。

第14 省エネアドバイスの実施

運営事務局は、対象家電等購入者に対し、家庭の省エネルギーに関する助言（以下、「省エネアドバイス」という。）を提供するため、都及び公社の企画を基にセルフチェック表、アンケート、リーフレット等を作成し、次に掲げる機会に活用する。

- 1 ポイント付与の申請時
- 2 ポイント付与及び金券類の交付時
- 3 LED割引券の使用時

第15 事業の周知

1 ホームページの作成

運営事務局は、本事業の内容を分かりやすく都民、対象家電等販売事業者及びLED照明取扱店舗等に示し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を掲載したホームページを作成し、維持管理を行う。

なお、当該ホームページは、第16-3コールセンターの開設日に合わせて運用を開始すること。

- (1) 本事業の趣旨等、本事業の紹介
- (2) ポイント付与及び金券類への交換の申請手順（申請書について当該ホームページからのダウンロードを可能とすること。）
- (3) LED割引券の使用方法及び使用可能店舗の情報（店舗名、住所及び定休日など都民が知りたい情報を記載すること。）
- (4) その他必要な事項

2 広報活動の実施

運営事務局は、本事業の内容を広く都民、対象家電等製造業者、対象家電等販売事業者及びLED照明取扱店舗等に周知し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を含む広報活動を行う。

- (1) 広告媒体の活用等による情報発信
- (2) 対象家電等製造事業者、販売事業者等向けの業務実施マニュアル及び告知物（ポスター、チラシ、のぼり等）の企画、作成並びに提供
- (3) 対象家電等購入者向けの手引き及び告知物の企画、作成並びに提供
- (4) 本事業の開始と終了等に関する告知及び周知徹底

第16 コールセンターの設置

- 1 運営事務局は、コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。
 - (1) 対象家電等購入者、対象家電等販売事業者、対象家電等製造事業者及びLED割引券使用可能店舗等からの本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
 - (2) ポイントの発行及びLED割引券の支払に係る処理状況、及びそれらに関する問い合わせ、意見等への対応
- 2 運営事務局は、1の業務によって寄せられた問い合わせ、意見等について適切に対処するとともに、必要に応じて業務の実施方法を改善すること。また、コールセンターへ問合せのあった内容について、日ごとの件数、内容等を会社に報告すること。
- 3 コールセンターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。
 - (1) 開設日：平成31年（2019年）8月頃から平成33年（2021年10月31日）まで（年末年始を除く。）
 - (2) 開設時間：午前9時から午後5時まで

第17 事業のセキュリティ対策

- 1 運営事務局は会社の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。
 - (1) ポイントシステムに対するウイルス、不正アクセス、サイバー攻撃等に係る措置
 - (2) 対象家電等購入者その他の者によるポイントの不正取得やポイントの不正操作を防止するための措置（現地確認を含む。）及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。
 - (3) 運営事務局の職員が、対象家電等購入者の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置、ポイント数等の不正操作を防止するための措置。
- 2 本事業にかかわる個人情報の保護に関しては、別途、会社に協議の上、個人情報保護規程を定める。
- 3 運営事務局は、本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について会社に書面で提出する。
- 4 本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく都及び会社に報告を行うとともに、都及び会社の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。
- 5 運営事務局は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄する。また、本事業において作成した情報についても会社からの指示に応じて適切に破棄する。
- 6 本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を報告する。

第18 効果測定

運営事務局は、本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施による

エネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果等を測定する。また、ポイント申請者に対し、アンケート調査を実施することにより事業検証を行う。

会社は、運営事務局に対し、効果測定結果の報告を随時求めることができるものとする。

第19 ポイント発行業務の履行期限

運営事務局はポイント発行業務の履行期限について、ポイントの累計発行数、LED割引券の支払い状況等のデータを元に、必要に応じて会社に指示を仰ぐものとする。

また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合は、運営事務局は会社に指示を仰ぐものとする。

第20 関係事業者との連携の確保

対象家電等製造事業者、対象家電等販売事業者、LED割引券使用可能店舗等との連絡調整を図り、事業を円滑に実施する。

第21 指導監督等

- 1 会社は、運営事務局による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- 2 運営事務局は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには、遅滞なく会社に報告を行う。
- 3 会社は運営事務局に事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとする。
- 4 運営事務局は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を会社に報告する。
 - (1) 当該期間に新たに付与されたポイント数及び累計ポイント数
 - (2) ポイントが付与された対象家電等の品目、容量ごとの件数
 - (3) LED割引券使用可能店舗に対する支払状況
 - (4) 事業の広報の状況
 - (5) コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容
 - (6) 情報セキュリティ対策の状況
 - (7) 事務に要した費用及びその明細
 - (8) 事業の実施を通じて抽出された課題
 - (9) その他事業の実施に当たっての特記事項
- 5 運営事務局は、合併等その他本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事態が生じたときは、速やかに会社に報告するものとする。

第22 その他

運営事務局は、本要領に疑義が生じたとき、本要領や採択条件等により難い事由が生じたとき、あるいは本要領に記載のない細部等については、会社と速やかに協議し、その指示に従うものとする。